

第3 2軍司令部壕展示施設基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 第3 2軍司令部壕展示施設基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、有識者等から意見を聴取するため、第3 2軍司令部壕展示施設基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(役割)

**第2条** 検討委員会は、次に掲げる事項について、検討を行う。

- (1) 基本計画策定に関すること
- (2) その他、第3 2軍司令部壕に関すること

(組織)

**第3条** 検討委員会は、別表1に掲げる分野の有識者等から知事が依頼する。

- 2 委員の任期は、依頼した日から令和8年3月31日までとする。
- 3 委員が欠けた場合、知事は後任の者を依頼することができる。この場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び会長代理)

**第4条** 検討委員会に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 検討委員会に会長代理を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 検討委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明若しくは資料等の提出を求めることができる。
- 3 会議の公開又は非公開の決定は検討委員会で審議し決定する。

(事務局)

**第6条** 検討委員会に事務局を置く。

- 2 事務局は、第3 2軍司令部壕保存・公開推進連絡会議設置要綱第2条の規定による組織をもって充てる。
- 3 事務局は、基本計画策定に係る事項について協議調整を行う。

(庶務)

**第7条** 検討委員会の庶務は、沖縄県知事公室平和・地域外交推進課において処理する。

(補則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月19日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

	分 野
1	沖縄戦研究
2	展示施設等
3	平和ガイド、平和学習
4	DXによる情報発信
5	建築工学